

議案第70号

守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例（平成27年守谷市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条中「集会施設（図書館の集会室及び視聴覚室をいう。以下同じ。）」を「教育委員会規則で定める集会施設（以下「集会施設」という。）」に改める。

第8条第1号中「害する」を「乱す」に改め、同条第2号中「備品等」を「附属設備」に改める。

第9条第1項第1号中「毎週」を「毎月第1」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3）館内整理日（毎年度15日以内で教育委員会が定める日。）

第9条第1項第4号を削り、同条第2項第1号中「（同項第3号を除く。）」を削る。

第10条第1項中「午前9時30分から午後6時まで」を「午前9時から午後7時まで」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「午前9時30分から午後4時30分まで」を「午前9時から午後5時まで」に改める。

第11条中「、施設等」を「、集会施設」に、「利用の許可」を「利用許可」に、「利用施設等」を「集会施設」に改める。

第14条第3号中「附帯設備」を「附属設備」に改める。

第17条中「第9条第1項第4号」を「第9条第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和9年2月1日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第70号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市立図書館の開館時間及び休館日に関する規定について、現在の運用状況にあわせるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正	現 行
(利用許可) 第7条 法第3条第1号に規定する図書館資料（以下「<u>図書館資料</u>」という。）の貸出しを受けようとする者及び<u>教育委員会規則で定める集会施設</u>（以下「<u>集会施設</u>」という。）を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 (利用制限) 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要な指導をし、又は利用を停止し、若しくは禁止することができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を<u>乱す</u>おそれがあると認めたとき。 (2) 施設若しくは<u>附属設備</u>を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたとき。 (3) 及び(4) (略) (休館日) 第9条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>毎月第1月曜日</u>。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日	(利用許可) 第7条 法第3条第1号に規定する図書館資料（以下「<u>図書館資料</u>」という。）の貸出しを受けようとする者及び<u>集会施設</u>（<u>図書館の集会室及び視聴覚室をいう。以下同じ。</u>）を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 (利用制限) 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要な指導をし、又は利用を停止し、若しくは禁止することができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を<u>害する</u>おそれがあると認めたとき。 (2) 施設若しくは<u>備品等</u>を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたとき。 (3) 及び(4) (略) (休館日) 第9条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>毎週</u>____月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(2) (略)

(3) 館内整理日（毎年度15日以内で教育委員会が定める日。）

(削除)

2 分室の休館日は、次のとおりとする。

(1) 前項各号に掲げる日 _____

(2) (略)

3 (略)

(開館時間)

第10条 図書館の開館時間は、午前9時から午後7時まで _____

2 分室の開館時間は、午前9時から午後5時まで _____とする。

3 (略)

(原状回復義務)

第11条 利用者は、集会施設の利用を終了したとき、又は第7条の規定による利用許可を取り消されたとき、若しくは第8条の規定により利用を制限されたときは、直ちに集会施設を原状に回復しなければならない。

(2) (略)

(3) 資料整理日（毎月末日。ただし、この日が前2号に掲げる日、土曜日又は日曜日のときは、これらの日以外で月末日に最も近い日。）

(4) 特別整理期間（毎年15日以内で教育委員会が定める日。）

2 分室の休館日は、次のとおりとする。

(1) 前項各号に掲げる日 (同項第3号を除く。)

(2) (略)

3 (略)

(開館時間)

第10条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。ただし、木曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日当たる日を除く。）は午後1時から午後6時までとする。

2 分室の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

3 (略)

(原状回復義務)

第11条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第7条の規定による利用の許可を取り消されたときは、若しくは第8条の規定により利用を制限されたときは、直ちに利用施設等を原状に回復しなければならない。

(指定管理者の業務)

第14条 第3条第2項の規定により指定管理者に図書館等の管理を行わせる場合の業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 図書館等の施設、附属設備及び資料の維持管理に関する業務

(4) (略)

(読替え)

第17条 第3条第2項の規定により指定管理者に図書館等の管理を行わせる場合においては、第6条中「教育委員会が特に必要があると認めた」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得た」と、第7条及び第8条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条第1項第3号中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第9条第3項及び第10条第3項中「教育委員会が特に必要があると認めた」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得た」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第14条 第3条第2項の規定により指定管理者に図書館等の管理を行わせる場合の業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 図書館等の施設、附帯設備及び資料の維持管理に関する業務

(4) (略)

(読替え)

第17条 第3条第2項の規定により指定管理者に図書館等の管理を行わせる場合においては、第6条中「教育委員会が特に必要があると認めた」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得た」と、第7条及び第8条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条第1項第4号中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第9条第3項及び第10条第3項中「教育委員会が特に必要があると認めた」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得た」と読み替えるものとする。